

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告(建設工事、デザイン・ビルト+(オペレイト)方式・事前審査)西日本本部 機械設備工事(流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事)共通を参照すること。

| | | |
|---------|--|---|
| 1 | 公告日 | 令和03年09月30日(木) |
| 2 | 契約職 | 西日本本部長 細川 順仁 |
| 3 | 工事概要 | |
| 3.1 | 工事名 琵琶湖高島浄化センターコンポスト化施設建設工事 | |
| 3.2 | 工事場所 滋賀県高島市今津町今津および新旭町地内 | |
| 3.3 | 施設名 高島浄化センター | |
| 3.4 | 処理方式・今回対象設備 凝集剤添加循環式硝化脱窒法+砂ろ過(1、2系列) 凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過(3、4系列) | |
| 3.5 | 水量・能力 全体計画下水量 19,700 m3/日 | |
| 3.5.1 | 今回対象計画固形物量 | 0.110 tDS/時 |
| 3.5.2 | 今回対象計画汚泥量 | 3.550 m3/時 |
| 3.5.4 | 今回対象計画設備能力 (コンポスト化施設処理能力) | 11.700 t-wet/日 |
| 3.6 | 工事内容 機械設備工事(新設) | |
| 3.7 | 対象工事 【機械設備工事】、コンポスト化施設 一式、汚泥受入施設 一式、その他付属設備 一式、 【土木工事】一式、【建築工事】一式、【建築機械設備工事】一式、【建築電気設備工事】一式、【電気設備工事】一式 | |
| 3.8 | 工期 今回工期 工期 約18か月間 | |
| 3.8.1 | 指定部分工期 その1 期限 令和04年09月30日(金)まで | |
| 3.8.2 | 内容 詳細設計 一式 | |
| 3.9 | その他 | |
| 3.9.1 | 入札方式 総合評価方式の試行工事 | 電子入札・事前審査案件 有 総合評価方式(技術提案審査型・事前・電子) |
| 3.9.2 | 総合評価(施工体制確認型)の試行工事 | 無 |
| 3.9.3 | 特別重点調査を試行する工事 | 無 |
| 3.9.4 | 「マネジメント難工事指定」対象工事 | 無 |
| 3.9.5 | VE試行工事 | 無 |
| 3.9.6 | 入札前に予定価格を公表 | 無 |
| 3.9.7 | 「見積もりを求める方式」の試行工事 | 無 |
| 3.9.8 | デザイン・ビルト方式の工事 | 有 DB+(O)方式 |
| 3.10 | 特許 | 無 |
| 4 | 競争参加資格(認定資格) 単体有資格者にあっては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。 特定建設共同企業体(甲型)にあっては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.4.1、4.4.2、4.4.3、4.4.4のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者(構成会社数は最大2者まで)との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあっては、4.3.1に記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.4.1、4.4.2、4.4.3、4.4.4のいずれかに記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を満たす代表者以外の者(構成会社数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。なお、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)との組み合わせによる。 また、SPCに出資する者は4.5に記載する条件を満たすこと。 | |
| 4.1 | 単体有資格業者 | |
| 4.1.1 | その1 一般競争参加資格の認定工事種別 下水処理設備工事 | |
| 4.1.1.1 | 等級区分 | A等級又はB等級 |
| 4.1.1.3 | 建設業の許可の業種 | 機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業 |
| 4.1.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地 | 北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県 |

入札公告(建設工事)

| | | |
|---------|--|---|
| 4.2 | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者 | |
| 4.2.1 | その1 | |
| 4.2.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 下水処理設備工事 |
| 4.2.1.2 | 等級区分 | A等級又はB等級 |
| 4.2.1.3 | 建設業の許可の業種 | |
| 4.2.1.4 | 機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業 | |
| 4.2.1.5 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地 | |
| 4.2.1.6 | 北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県 | |
| 4.3 | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者 | |
| 4.3.1 | その1 | |
| 4.3.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 下水処理設備工事 |
| 4.3.1.2 | 等級区分 | A等級又はB等級 |
| 4.3.1.3 | 建設業の許可の業種 | 機械器具設置工事業または水道施設工事業 |
| 4.3.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地 | 北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県 |
| 4.4 | 特定建設共同企業体・代表者以外 | |
| 4.4.1 | その1(土木工事業者) | |
| 4.4.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 一般土木工事 |
| 4.4.1.2 | 格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数 | 一般土木工事・甲型・C等級・要件なし、乙型・B等級・要件なし又はC等級・1,000点以上 |
| 4.4.1.3 | 事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否 | 営業所・土木工事業 |
| 4.4.1.4 | 上記事業所の所在地 | 甲型:C等級:高島市内本店 乙型:B等級:滋賀県内営業所 C等級:滋賀県内本店 |
| 4.4.2 | その2(建築工事業者) | |
| 4.4.2.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 建築工事 |
| 4.4.2.2 | 格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数 | 建築工事・甲型・C等級・要件なし、乙型・B等級・要件なし又はC等級・1,000点以上 |
| 4.4.2.3 | 事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否 | 営業所・建築工事業 |
| 4.4.2.4 | 上記事業所の所在地 | 甲型:C等級:高島市内本店 乙型:B等級:滋賀県内営業所 C等級:滋賀県内本店 |
| 4.4.3 | その3(機械設備工事業者) | |
| 4.4.3.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 下水処理設備工事 |
| 4.4.3.2 | 等級区分 | 甲型:A等級又はB等級、乙型:A等級 |
| 4.4.3.3 | 建設業の許可の業種 | 機械器具設置工事業または水道施設工事業 |
| 4.4.3.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地 | A等級:近畿地方、中国地方、四国地方 B等級:近畿地方 |
| 4.4.4 | その4(電気設備工事業者) | |
| 4.4.4.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別 | 電気設備工事 |
| 4.4.4.2 | 等級区分 | 甲型:A等級又はB等級、乙型:A等級 |
| 4.4.4.3 | 建設業の許可の業種 | 電気工事業 |
| 4.4.4.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地 | A等級:近畿地方、中国地方、四国地方 B等級:近畿地方 |
| 4.5 | SPCに出資する者 | |
| 4.5.1 | その1(SPCに出資する業者) | |
| 4.5.1.1 | SPCの構成員すべてにおいて、県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿において、営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者 | 左記名簿における登録営業種目 大分類:役務の提供 中分類:その他役務の提供 小分類:その他役務の提供 大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理 |

入札公告(建設工事)

| | | | | |
|--|---|--|----------------|---|
| 5 | 競争参加資格(施工実績) | | | |
| <p>単体有資格業者にあっては、5.1のいずれかに該当する施工実績を有すること。</p> <p>特定建設共同企業体(甲型)にあっては、5.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.3に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあっては、5.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7のいずれかの施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>また、SPCに出資する者のうち少なくとも1者は、5.8に記載する条件を満たすこと。</p> | | | | |
| 单体有資格業者 | | | | |
| 5.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①下水道施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 </td></tr> </table> | ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 |
| ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 | | | |
| 5.1.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">②下水道類似施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 </td></tr> </table> | ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 |
| ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 | | | |
| 5.1.2 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">②下水道類似施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 </td></tr> </table> | ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 |
| ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 | | | |
| 5.2 | | 特定建設共同企業体・代表者 | | |
| 5.2.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①下水道施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 </td></tr> </table> | ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 |
| ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 | | | |
| 5.2.2 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">②下水道類似施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 </td></tr> </table> | ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 |
| ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「コンポスト化施設」を含むものに限る) 又は 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。 | | | |
| 5.3 | | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外 | | |
| 5.3.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">実績を求めない</td></tr> </table> | ①元請実績 | 実績を求めない |
| ①元請実績 | 実績を求めない | | | |
| 5.4 | | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木業者の場合) | | |
| 5.4.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①同種工事</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)。</td></tr> </table> | ①同種工事 | 地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)。 |
| ①同種工事 | 地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)。 | | | |
| 5.5 | | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築業者の場合) | | |
| 5.5.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①同種工事</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">下水道法上の終末処理場又はポンプ場の建設工事(鉄筋コンクリート造(コンクリートプレハブ造不可)の実績に限る。)。</td></tr> </table> | ①同種工事 | 下水道法上の終末処理場又はポンプ場の建設工事(鉄筋コンクリート造(コンクリートプレハブ造不可)の実績に限る。)。 |
| ①同種工事 | 下水道法上の終末処理場又はポンプ場の建設工事(鉄筋コンクリート造(コンクリートプレハブ造不可)の実績に限る。)。 | | | |
| 5.5.2 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">②類似工事</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。</td></tr> </table> | ②類似工事 | 公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。 |
| ②類似工事 | 公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。 | | | |
| 5.6 | | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事業者の場合) | | |
| 5.6.1 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">①下水道施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 下水道法上の処理場に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 </td></tr> </table> | ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 |
| ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | | |
| 5.6.2 | | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">②下水道類似施設での元請実績</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 </td></tr> </table> | ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 |
| ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | | |

入札公告(建設工事)

| | | | |
|---|-------------------------|---|--|
| 5.7 | | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事業者の場合) | |
| 5.7.1 | ①下水道施設での元請実績 | 下水道法上の処理場に係る電気設備工事(建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く)。 | |
| 5.7.2 | ②下水道類似施設での元請実績 | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る電気設備工事(建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く)。 | |
| 5.8 | SPCに出資する者 | | |
| 5.8.1 | ①維持管理運営に関する下水道施設等での元請実績 | この公告の日から起算して前15年以内の期間において、SPCの構成員のいずれかが、下水汚泥(下水道類似施設汚泥を含む)を原料(一部でも可)とした堆肥化施設における連続した1年以上の維持管理および運営の実績を有すること。 | |
| 6 | 競争参加資格(配置予定技術者) | | |
| 単体有資格業者にあっては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。 特定建設共同企業体(甲型)にあっては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあっては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.4、6.5、6.6、6.7のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。 | | | |
| 6.1 | 単体有資格業者 | | |
| 6.1.1 | 主任技術者又は監理技術者の工事経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 | |
| 6.1.2 | 設計担当技術者の設計経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | |
| 6.1.3 | 配置予定技術者の配置予定期間 | | |
| 6.1.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間 | 現場着工から工期末まで | |
| 6.2 | 特定建設共同企業体・代表者 | | |
| 6.2.1 | 主任技術者又は監理技術者の工事絏験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 担当技術者は、特定建設共同企業体の代表者又は代表者以外から求めることができる。 | |
| 6.2.2 | 設計担当技術者の設計絏験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | |
| 6.2.3 | 配置予定技術者の配置予定期間 | | |
| 6.2.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間 | 現場着工から工期末まで | |
| 6.3 | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外 | | |
| 6.3.1 | ①担当技術者 | 実績を求める | |
| 6.3.2 | 担当技術者 | | |
| 6.3.2.1 | 担当技術者の専任 | 要 | |
| 6.3.2.2 | 担当技術者の配置予定期間 | 現場着工から工期末まで | |

入札公告(建設工事)

| | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------|--|---------------------------|--|--|--|--|--|
| 6.4 | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木業者の場合) | | | | | | | | |
| 6.4.1 | <table border="1"> <tr> <td>主任技術者 又は監理技術者の工事 経験</td><td colspan="2" rowspan="2">地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)の工事経験を有すること。</td></tr> <tr> <td colspan="3">ただし、担当する工事内容に土木工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。</td></tr> </table> | | | 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)の工事経験を有すること。 | | ただし、担当する工事内容に土木工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | |
| 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)の工事経験を有すること。 | | | | | | | | |
| ただし、担当する工事内容に土木工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | | | | | | | | |
| 6.4.2 | 土木工事担当技術者 | | | | | | | | |
| 6.4.2.1 | 土木工事担当技術者の専任 | 要 | | | | | | | |
| 6.4.2.2 | 土木工事担当技術者の配置予定期間 | 土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで | | | | | | | |
| 6.5 | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築業者の場合) | | | | | | | | |
| 6.5.1 | <table border="1"> <tr> <td>主任技術者 又は監理技術者の工事 経験</td><td colspan="2" rowspan="2">公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。</td></tr> <tr> <td colspan="3">ただし、担当する工事内容に建築工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。</td></tr> </table> | | | 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。 | | ただし、担当する工事内容に建築工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | |
| 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。 | | | | | | | | |
| ただし、担当する工事内容に建築工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | | | | | | | | |
| 6.5.2 | 建築工事担当技術者 | | | | | | | | |
| 6.5.2.1 | 建築工事担当技術者の専任 | 要 | | | | | | | |
| 6.5.2.2 | 建築工事担当技術者の配置予定期間 | 建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで | | | | | | | |
| 6.6 | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事業者の場合) | | | | | | | | |
| 6.6.1 | <table border="1"> <tr> <td>主任技術者 又は監理技術者の工事 経験</td><td colspan="2" rowspan="2">下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</td></tr> <tr> <td colspan="3">ただし、担当する工事内容に機械設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。</td></tr> </table> | | | 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | ただし、担当する工事内容に機械設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | |
| 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | | | | | | | |
| ただし、担当する工事内容に機械設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | | | | | | | | |
| 6.6.2 | <table border="1"> <tr> <td>設計担当技 術者の設計 経験</td><td colspan="2">下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</td></tr> </table> | | | 設計担当技 術者の設計 経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | | | |
| 設計担当技 術者の設計 経験 | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 | | | | | | | | |
| 6.6.3 | 機械設備工事担当技術者 | | | | | | | | |
| 6.6.3.1 | 機械設備工事担当技術者の専任 | 要 | | | | | | | |
| 6.6.3.2 | 機械設備工事担当技術者の配置予定期間 | 担当する機械設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで | | | | | | | |
| 6.7 | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事業者の場合) | | | | | | | | |
| 6.7.1 | <table border="1"> <tr> <td>主任技術者 又は監理技術者の工事 経験</td><td colspan="2" rowspan="2">下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の工事経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</td></tr> <tr> <td colspan="3">ただし、担当する工事内容に電気設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。</td></tr> </table> | | | 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の工事経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | | ただし、担当する工事内容に電気設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | |
| 主任技術者 又は監理技術者の工事 経験 | 下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の工事経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | | | | | | | | |
| ただし、担当する工事内容に電気設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。 | | | | | | | | | |
| 6.7.2 | <table border="1"> <tr> <td>設計担当技 術者の設計 絏験</td><td colspan="2">下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</td></tr> </table> | | | 設計担当技 術者の設計 絏験 | 下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | | | | |
| 設計担当技 術者の設計 絏験 | 下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 | | | | | | | | |
| 6.7.3 | 電気設備工事担当技術者 | | | | | | | | |
| 6.7.3.1 | 電気設備工事担当技術者の専任 | 要 | | | | | | | |
| 6.7.3.2 | 電気設備工事担当技術者の配置予定期間 | 担当する電気設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで | | | | | | | |
| 7 | 指名停止及び設計業務の受託者 | | | | | | | | |
| 7.1 | 日本下水道事業団の指 名停止区域 | 近畿区域 | | | | | | | |
| 7.2 | 指名停止措置対象団体 | 滋賀県 | | | | | | | |
| 7.3 | 設計業務等の受託者 | 日本水工設計㈱ | | | | | | | |

入札公告(建設工事)

| | | |
|------|---|---|
| 8 | 総合評価方式 「技術評価点」の最高点を60点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。 | |
| 8.1 | 技術提案 | (1)施設建設に係る評価項目 ①総合的なコスト削減に関する技術提案、②社会的要請への対応に関する技術提案、③工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 (2)維持管理運営に係る評価項目 ①維持管理運営に係る具体的な技術提案 |
| 9 | 入札手続き等 | |
| 9.1 | 競争参加資格確認申請書の提出期間 | 令和03年09月30日(木)から令和03年12月02日(木)まで 10時00分～16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)(原則、郵送等とする。併せてPDFファイルの電子データを次のアドレスに送付すること。 「 jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp 」) |
| 9.2 | 入札説明書の交付期間 | 令和03年09月30日(木)から令和03年12月02日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。) |
| 9.3 | 入札に必要な要求水準書等の交付期間 | 令和03年10月04日(月)から令和03年12月02日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。) |
| 9.4 | 入札に必要な要求水準書等の申込期間 | 令和03年09月30日(木)から令和03年12月02日(木)まで 16時00分まで |
| 9.5 | 入札説明書に対する質問の提出期間 | 令和03年10月01日(金)から令和03年11月10日(水)まで (持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)(原則、電子メールでの受付のみとする) |
| 9.6 | 入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間 | 令和03年10月01日(金)から令和04年03月04日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日) |
| 9.7 | 入札書の提出期間(電子入札) | 令和04年03月01日(火)10時00分から令和04年03月04日(金)16時00分まで |
| 9.8 | 入札書の提出期間(紙入札) | 令和04年03月01日(火)10時00分から令和04年03月04日(金)16時00分まで (持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)(原則、郵送等とする) |
| 9.9 | 開札日時 | 令和04年03月08日(火) 09時30分 |
| 9.10 | 競争参加資格の有無の確認結果の通知日 | 令和04年02月14日(月)まで |
| 9.11 | 競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日 | 令和04年02月21日(月) 16時まで |
| 9.12 | 競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限日 | 令和04年02月28日(月)まで |
| 10 | 入札説明書に対する質問回答掲示場所 | |
| 10.1 | 担当部局 | 日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課 |
| | 住所 | 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 |
| 10.2 | 担当部局 | 日本下水道事業団 滋賀事務所 |
| | 住所 | 滋賀県大津市別保2-7-20 アシェンダ石山2B |

入札公告(建設工事)

| | | | |
|------|-------------------------------------|----------------------|----------------------------------|
| 11 | その他 | | |
| 11.1 | 随意契約により締結予定 | 無 | |
| 11.2 | 手続における交渉の有無 | 無 | |
| 11.3 | 契約書作成の要否 | 要 | |
| 11.4 | 建設リサイクル法対象 | 適用 | |
| 11.5 | 支払条件(前払) | 有 | |
| 11.6 | 支払条件(中間前払) | 無 | |
| 11.7 | 支払条件(部分払) | 有 | |
| 11.8 | 火災保険等付保の要否 | 要 | |
| 12 | 問い合わせ先等 | | |
| 12.1 | 入札執行及び契約締結等に関すること | 担当部局 | 日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課 |
| | | 住所 | 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 |
| | | 電話・FAX | 電話:06-4977-2501 FAX:06-4977-2521 |
| 12.2 | 競争参加資格の確認に関すること | 担当部局 | 日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課 |
| | | 住所 | 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 |
| | | 電話・FAX | 電話:06-4977-2510 FAX:06-4977-2524 |
| 12.3 | 入札説明書、図面等の交付場所 | 担当部局 | (一財)下水道事業支援センター 大阪支部 |
| | | 住所 | 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル13階 |
| | | 電話・FAX | 電話:06-6245-5105 FAX:06-6245-5107 |
| 12.4 | 工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関すること | 工事現場説明書 1ページを参照すること。 | |

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「総合評価に係る技術評価」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。なお、総合評価に係る技術提案についてヒアリングを行う場合がある。

「6.1.3、6.2.3、6.6.3、6.7.3 配置予定技術者の専任期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「7.2 指名停止措置対象団体」の補足説明

- (1) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、7.2に記載された地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先」の補足説明

- (1) 入札説明書、図面等の交付にあたっては、12.3において実費を徴収する。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

※追記 感染リスク軽減のため、申請資料等の提出にあたっては、当面の間、原則として郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)とする。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

入札公告(建設工事、デザイン・ビルド+（オペレイト）方式、事前審査)
琵琶湖高島浄化センターコンポスト化施設建設工事

1 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は特定建設共同企業体であること。
- (2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道
 - ② 東北地方 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ③ 関東地方 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - ④ 北陸地方 （新潟県、富山県、石川県）
 - ⑤ 中部地方 （岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ⑥ 近畿地方 （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县）
 - ⑦ 中国地方 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 - ⑧ 四国地方 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
 - ⑨ 九州地方 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
 - ⑩ 沖縄県
- (5) 一般競争参加資格の客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）は、本工事で指定した値以上であること。
 - (6) 本工事で求める施工実績は、平成18年度以降に引き渡した建設工事又は機械設備工事

又は電気設備工事において、元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める建設工事の施工実績を選定する際は、別添「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- (7) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者は、以下のとおりである。

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置を認める工事である。ただし、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。

① 【単体有資格業者又は特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】

- (イ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求める。
- (ロ) 主任技術者、監理技術者並びに工事担当技術者を工場製作期間に配置できること。
- (ハ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者の工事経験は、平成18年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- (二) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- (ホ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ヘ) 工事担当技術者は、(ハ) 又は(二)に指定する者であること。
- (ト) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (チ) 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った担当技術者を専任で配置すること。なお、特定建設共同企業体にあっては、担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。

② 【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。
(施工実績は不要)

③ 【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

【土木工事・建築工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。
(イ) 下請契約の額が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上となる場合は、監理技術者とする。

- 2) 該当する特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとは国土交通大臣が認定した者とする。

土木工事に建築工事を一体として施工を担当する場合は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を建築工事担当技術者として専任で配置できること。この場合、建築工事担当技術者の工事経験は不要とする。建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

該当する特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【建築工事の場合】

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

建築工事に土木工事を一体として施工を担当する場合は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を土木工事担当技術者として専任で配置できること。この場合、土木工事担当技術者の工事経験は不要とする。土木工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- 3) 該当する特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外にあっては、本工事で求め工事経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、平成18年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が

本工事で求める工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事の工事経験とすることができます。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は 別添「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- 4) 該当する特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外にあっては、主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること（工事経験は不要）。
- 5) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【機械設備工事】

- 7) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
 - 8) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
 - 9) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成18年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
- ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができます。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- 10) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
 - 11) 監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 12) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【電気設備工事】

- 13) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
 - 14) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
 - 15) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成18年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
- ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができます。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- 16) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれか

- に該当する者であること。
- 17) 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 18) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。
- ① 【単体有資格業者又は特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】
 - (イ) 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
 - (ロ) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
 - (ハ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
 - (二) 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。なお、特定建設共同企業体（乙型）にあっては、設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。
- ② 【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】
設計担当技術者は、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外からは求めない。
- ③ 【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】
施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
- 【機械設備工事】**
- 1) 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
 - 2) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
 - 3) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- 【電気設備工事】**
- 4) 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
 - 5) 設計担当技術者は、1(6)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者として

CORINSに登録すること。

6) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、デザイン・ビルトに係る見積設計図書（以下「見積設計図書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
- ④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
- ⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(10) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(12) 本工事は、競争参加希望者に申請書及び資料の提出を求め競争参加資格の確認を行ったうえで、競争参加希望者から提出された見積設計図書に基づき、詳細設計及び施工を一括して契約するデザイン・ビルト方式の工事である。

(13) 要求水準書の定めにより提出された見積設計図書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。

① 見積設計図書は、入札説明書、要求水準書に定める内容を全て記載して提出すること。

② 見積設計図書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。

③ 見積設計図書に係る技術対話は必要により行う。

④ 実施設計費は、金18,007,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

建設工事費は、金1,562,671,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

維持管理・運営費は、金1,169,520,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

維持管理・運営費は、コンポストの売買費用を含まない。見積金額が、限度額を上回る見積設計図書の提出については、これを無効とする。

- (14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格点」と、「技術評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
- ② 「価格点」は、次の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 40 \times [1 - (\text{設計・建設入札価格} + \text{維持管理・運営費提案額}) / (\text{設計・建設予定価格} + \text{維持管理・運営費上限額})]$$
- ③ 「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
- ④ 評価項目、評価基準等の詳細は、落札者決定基準による。
- ⑤ 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。なお、技術提案が採用されなかつた場合は標準案により入札に参加することができる。
- ⑥ 技術提案は、入札説明書の要求水準書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
- ⑦ 技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- ⑧ 受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
- ⑨ 本工事の完成時に、県の指定する者と落札者が運転管理業務等包括委託の契約手続きを行うにあたっては、総合評価における「維持管理・運営にかかる技術提案」の技術提案を確実に施工する責が有る。

3 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
 大阪御堂筋ビル6階
 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課
 電話 06-4977-2501

- ② 競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
 大阪御堂筋ビル6階
 日本下水道事業団 西日本設計センター 企画調整課
 電話 06-4977-2510 FAX 06-4977-2524

(2) 入札説明書の交付場所及び方法

① 交付場所

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
 大阪センタービル13階
 (一財)下水道事業支援センター 大阪支部
 電話 06-6245-5105 FAX 06-6245-5107

- ② 交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する（郵送（託送を含む。）による交付を希望する場合は3(2)①にファックスで申し込むこと。この場合においては郵便振替により実費を徴収する。なお、入札説明書の添付資料「低入札価格調査について（令和元年5月22日）」及び「調査基準価格を下回る金額で契約する場合の施工管理について（平成22年4月1日）」（ただし、特別重点調査を試行する工事の場合は「特別重点調査について（平成25年4月1日）」を含む。）については、交付を希望する場合のみ、その旨をファックスに記載し申し込むこと。

(3) 申請書及び資料の提出方法及び場所

- ① 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送によるものとし、ファックスによるものは受けない。電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が3MBを越える場合の提出方法等については、入札説明書による。

- ② 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所

3 (1)②に同じ

- ③ 当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送等での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルを次のメールアドレスまで送付すること。
 「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」メールを送信した場合は、郵送連絡書「様式14」のファックスは不要とする。

(4) 入札書の提出方法及び開札場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。

- ① 紙入札方式による提出場所 3 (1)①のとおり

- ② 開札場所

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4－1－3
大阪御堂筋ビル6階
日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室
電話 06-4977-2501

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (6) 配置予定技術者の確認
落札決定後、(一財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」等により、配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 関連情報の照会窓口 3(1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。

建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について

1. 企業の施工実績

本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。

- ・構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっていても、それら別工事の施工実績は求めない。
- ・構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
- ・補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

2. 配置予定技術者の工事経験

本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。

- ・1に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
- ・構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。
- ・構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
- ・上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
- ・特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。